

議案第51号

飯能市税条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市税条例の一部改正）

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第33条の7第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第17条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第27条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第27条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものと除外。）」を加える。

第33条の7第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構

(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第79条を第79条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第79条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第80条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受

けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第81条第1項中「第79条第1項」を「第79条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第85条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第81条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第79条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙

巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）
 - イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第81条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第82条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第83条第3項中「第79条」を「第79条の2」に改める。

第85条第1項中「第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第1条の4第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条中第19項を第27項とし、第18項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第6条の2中第17項を第24項とし、第12項から第16項までを7項ずつ繰り下げ、第11項を第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の2中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8

項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第13条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第6条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第82条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第82条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。

第80条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第81条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に

0. 2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. 8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0. 8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(飯能市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 飯能市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「飯能市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第79条第1項」を「飯能市税条例第79条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中飯能市税条例第79条を第79条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第80条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第81条から第83条まで及び第85条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中飯能市税条例第17条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第29条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第13条の2第3項の改正規定並びに次

条第1項の規定 平成31年1月1日

- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中飯能市税条例第81条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中飯能市税条例第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中飯能市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第27条の2及び第27条の6の改正規定並びに同条例附則第1条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中飯能市税条例附則第6条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。）生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又は公布日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）第16条第1項及び第3項並びに第33条の7第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適

用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から公布日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から公布日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前的地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項

第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(飯能市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第22号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例(以下「30年新条例」という。)第79条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項若しくは第2項、	飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第12条第2号	第85条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定に

より、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第3号の項中「第70条の5第1項の申告書、第85条第1項」とあるのは、「第85条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。以下「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告

書を平成32年1月2日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「32年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項若しくは第2項、	飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第12条第2号	第85条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第2項
当該各項		同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第3項

5 32年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市た

たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「33年新条例」という。）第12条、第85条第4項及び第5項、第87条の2並びに第88条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第85条第1項若しくは第2項、	飯能市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第12条第2号	第85条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第12条第3号	第70条の5第1項の申告書、第85条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第85条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成

	様式	30年総務省令第25号)別記第2号様式
第85条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第87条の2第1項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第88条第2項	第85条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
(市民税の納税義務者等) 第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額又は法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。	(市民税の納税義務者等) 第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額又は法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。
(1)～(5) 省略	(1)～(5) 省略
2 省略	2 省略
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第33条の7第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲)	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲)
第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあっては、第36条の2の規定により課する所得割（以下	第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税（第2号に該当する者にあっては、第36条の2の規定によって課する所得割（以

<p>「分離課税に係る所得割」という。) を除く。) を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に<u>10万円を加算した金額</u>(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第27条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除</p>	<p>下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。) を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第27条の2 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除</p>
--	--

額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第27条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第27条の3 第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいかれか少ない金額の100分の3に相当する金額
ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算

額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第27条の6 所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第27条の3 第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいかれか少ない金額の100分の3に相当する金額
ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額

<p>した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><u>第29条の2 第16条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。</u>ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会</p>	<p>を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ 省略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p><u>第29条の2 第16条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。</u>ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会</p>
--	--

社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 省略

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項

保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 省略

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、

において「納税申告書」という。)
を、同条第1項、第2項、第4項、
第19項及び第23項の申告納付に
あってはそれぞれこれらの規定による
納期限までに、同条第22項の申
告納付にあっては遅滞なく市長に提
出し、及びその申告に係る税金又は
同条第1項後段及び第3項の規定に
より提出があったものとみなされる
申告書に係る税金を施行規則第22
号の4様式による納付書により納付
しなければならない。

2~9 省略

10 法第321条の8第42項に規
定する特定法人である内国法人は、
第1項の規定により、納税申告書に
より行うこととされている法人の市
民税の申告については、同項の規定
にかかわらず、同条第42項及び施
行規則で定めるところにより、納税
申告書に記載すべきものとされてい
る事項（次項において「申告書記載
事項」という。）を、法第762条
第1号に規定する地方税関係手続用
電子情報処理組織を使用し、かつ、
地方税共同機構（第12項において
「機構」という。）を経由して行う
方法その他施行規則で定める方法に
より市長に提供することにより、行
わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項

第4項、第19項及び第23項の申
告納付にあってはそれぞれこれらの
規定による納期限までに、同条第
22項の申告納付にあっては遅滞な
く市長に提出し、及びその申告に係
る税金又は同条第1項後段及び第3
項の規定により提出があったものと
みなされる申告書に係る税金を施行
規則第22号の4様式による納付書
により納付しなければならない。

2~9 省略

の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

（製造たばこの区分）

第79条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 噸煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

（市たばこ税の納税義務者等）

（市たばこ税の納税義務者等）

第79条の2 省略

第79条 省略

（製造たばことみなす場合）

第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグ

リセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下の条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第81条 たばこ税の課税標準は、第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第85条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

（たばこ税の課税標準）

第81条 たばこ税の課税標準は、第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	省略
ア <u>葉巻たばこ</u>	
イ <u>パイプたばこ</u>	
ウ 省略	
省略	

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	省略
ア <u>パイプたばこ</u>	
イ <u>葉巻たばこ</u>	
ウ 省略	
省略	

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定

価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をい

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

う。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第83条 省略

2 省略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第79条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたば

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第83条 省略

2 省略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸販売業者等とみなして、第79条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第79条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）

こ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者

準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第1条の4 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者

及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2～3 省略

4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5～6 省略

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 省略

9 省略

10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 省略

12 省略

13 省略

及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2～3 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2～3 省略

4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5～6 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

1 4 法附則第15条第32項第1号

ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 5 法附則第15条第32項第1号

ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 6 法附則第15条第32項第1号

ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

1 7 法附則第15条第32項第2号

イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

1 8 法附則第15条第32項第2号

ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

1 9 省略

2 0 省略

2 1 省略

2 2 省略

2 3 省略

2 4 省略

2 5 省略

2 6 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

2 7 省略

(優良住宅地の造成等のために土地

1 2 省略

1 3 省略

1 4 省略

1 5 省略

1 6 省略

1 7 省略

1 8 省略

1 9 省略

(優良住宅地の造成等のために土地

<p>等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場 合を含む。）の場合において、所得 割の納税義務者が、その有する土地 等につき、租税特別措置法第33条 から第33条の4まで、第34条か ら第35条の2まで、第36条の2、 第36条の5、第37条、第37条 の4から<u>第37条の6</u>まで、<u>第37</u> <u>条の8又は第37条の9</u>の規定の適 用を受けるときは、当該土地等の譲 渡は、第1項に規定する優良住宅地 等のための譲渡又は前項に規定する 確定優良住宅地等予定地のための譲 渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る市民税の課税の特例)</p> <p>第13条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場 合を含む。）の場合において、所得 割の納税義務者が、その有する土地 等につき、租税特別措置法第33条 から第33条の4まで、第34条か ら第35条の2まで、第36条の2、 第36条の5、第37条、第37条 の4から<u>第37条の7</u>まで、<u>第37</u> <u>条の9の4又は第37条の9の5</u>の 規定の適用を受けるときは、当該土 地等の譲渡は、第1項に規定する優 良住宅地等のための譲渡又は前項に 規定する確定優良住宅地等予定地の ための譲渡に該当しないものとみな す。</p>
---	--

飯能市税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第81条 省略	第81条 省略
2 省略	2 省略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造 たばこの本数は、第1号に掲げる方法 により換算した紙巻たばこの本数 に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たば この本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこ の本数及び第3号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこ の本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造 たばこの本数は、第1号に掲げる方法 により換算した紙巻たばこの本数 に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たば この本数、第2号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこ の本数及び第3号に掲げる方法によ り換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこ の本数の合計数によるものとする。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
4～10 省略	4～10 省略
附 則	附 則
(法附則第15条第2項第1号等の 条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の 条例で定める割合)
第6条の2 省略	第6条の2 省略
2～23 省略	2～23 省略
24 法附則第15条第43項に規定 する条例で定める割合は、3分の1 とする。	24 法附則第15条第44項に規定 する条例で定める割合は、3分の1 とする。
25 法附則第15条第44項に規定 する条例で定める割合は、3分の2 とする。	25 法附則第15条第45項に規定 する条例で定める割合は、3分の2 とする。
26 法附則第15条第46項に規定	26 法附則第15条第47項に規定

する条例で定める割合は、0とする。

27 省略

する条例で定める割合は、0とする。

27 省略

飯能市税条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第81条 省略	第81条 省略
2 省略	2 省略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1)～(2) 省略	(1)～(2) 省略
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号） <u>附則第48条第1項第2号</u> に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号） <u>附則第48条第1項第1号</u> に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率

及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア～イ 省略

4～10 省略

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア～イ 省略

4～10 省略

(たばこ税の税率)

第82条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

飯能市税条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第81条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたば</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第81条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率</p>

<p>こ税の税率をそれぞれ1, 000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 省略 (たばこ税の税率)</p> <p>第82条 たばこ税の税率は、1, 000本につき<u>6, 552円</u>とする。</p>	<p>及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1, 000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法<u>(昭和59年法律第72号)</u> 第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 省略 (たばこ税の税率)</p> <p>第82条 たばこ税の税率は、1, 000本につき<u>6, 122円</u>とする。</p>
---	---

飯能市税条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
(製造たばことみなす場合) 第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下の条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。	(製造たばことみなす場合) 第80条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下の <u>条及び次条第3項第1号</u> において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)

第81条 省略	第81条 省略
2 省略	2 省略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、 <u>次</u> に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	<u>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、<u>第2号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び<u>第3号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u>
(1) 省略	<u>(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u>
(2) 省略	<u>(2) 省略</u>
(3) 省略	<u>(3) 省略</u>
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	<u>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第79条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により</u>

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 省略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 省略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規

定する数を乗じて計算した紙巻たば
この本数に1本未満の端数がある場
合には、その端数を切り捨てるもの
とする。

9 省略

10 省略

飯能市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>飯能市税条例第82条</u>の規定にかかるわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 省略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>飯能市税条例第79条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合におい</p>	<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第82条</u>の規定にかかるわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 省略</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第79条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これ</p>

て、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 省略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持す

らの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 省略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持す

する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

る卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	省略	
	平成28年5月 2日	平成31年10 <u>月31日</u>
第6項	平成28年9月 30日	平成32年3月 <u>31日</u>
省略		

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十九 地方税共同機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十三 地方税共同機構

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十 地方税共同機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百六 地方税共同機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百六 地方税共同機構

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正)

第五条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令(昭和三十七年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方住宅供給公社」の下に「地方税共同機構」を加える。

(独立行政法人等登記令の一部改正)

第六条 独立行政法人等登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表地方公務員災害補償基金の項の次に次のように加える。

第六条 地方税共同機構(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

地方税共同機構	二十六号	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
---------	------	-----------------------------

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正)

第七条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百九 地方税共同機構

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方職員共済組合」の下に「地方税共同機構」を加える。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前的地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

一部改正)

第九条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)附則第十六

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前的地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(地方税法施行令の適用の特例)

第八条の二 法第二十二条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第二十二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前的地方法人特別

税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税」とする。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第十条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正す

る。

第一条に次の一号を加える。

八十九 地方税共同機構

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定(第五十八条)の下に「・第五十九条」を加える部分を除く)、同令第五十七条の二の改正規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第四章の次に一章を加える改正規定並びに第九条の規定 平成三十一年十月一日

二 第一条中地方税法施行令第十八条及び第十九条の改正規定、同令第二十条を削り、同令第二十条の二を同令第二十条とし、同令第二十条の二の二を同令第二十条の二とし、同令第二十条の二の三を同令第二十条の二の二とし、同令第二十条の二の四を同令第二十条の二の三とする改正規定、同令第二十条の二の五の改正規定、同条を同令第二十条の二の四とする改正規定 同令第二十二条の二を同令第二十条の二の六の改正規定、同条を同令第二十条の二の五とする改正規定、同令第二十条の二の六の改正規定、同令第二十条の二の六とし、同令第二十条の二の八を同令第二十条の二の七とする改正規定、同令第二十条の二の九の改正規定、同条を同令第二十条の二の八とする改正規定、同令第二十条の二の十の改正規定、同条を同令第二十条の二の九とする改正規定、同令第二十条の二の十一を同令第二十条の二の十とし、同令第二十条の二の十二を同令第二十条の二の十一とし、同令第二十条の二の十三を同令第二十条の二の十二とする改正規定、同令第二十条の二の十四の改正規定、同令第二十条の二の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の二の二の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 平成三十一年一月一日

三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号、並びに第三十四条第二項の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第八条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二百二十七号)第三十二条第七項第一号の改正規定に限る)の規定 平成三十二年四月一日

四 第一条中地方税法施行令第三十九条の九の二第四項及び第五十三条の二第四項の改正規定並びに附則第四条及び第六条の規定 平成三十二年十月一日

五 第一条中地方税法施行令第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の四の二第一項第一号、

第七条の十三第一項、第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十七条の三第一号及び第四十八条の六第一項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 平成三十三年一月一日

第二十条の二の六第一項中「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の五とする。

第二十条の二の七を第二十条の二の六とし、第二十条の二の八を第二十条の二の七とする。
第二十条の二の九第一項中「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条
第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の八
とする。

第二十条の二の十九「第二十条の二の十一」を「第二十条の二の十一」に改め、同条を第二十条の二の九とする。

第二十条の二の十三を二十条の二の十二とする。

の下に「第九条の三の二第七項」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第七項」を加え、「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十一

第二項に改め 同条を第二十条の二の十三とし 同条の次に次の二条を加える。
(損金の額等に算入した分配時調整外國税相当額がある法人の単年年度損益の算定の特例)

の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該内国法人が当該事業年度において法人税法第六十九条の二第一項に規定する分配時調整在外税相当額につき、同項（租税特別措置法第

九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定の適用を受けないときは、当該内閣法への各事業年度の単年度賃益の算定については、当該分記時開設外国税専門額を

する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において法人税法第八十一条の十五の二第二項に規定する分配時調整外國税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、
九、二〇一〇年四月一日以後の期間に生ずるものについては、同項の規定によるものとみなす。）

第九条の六第四項 第九条の六の二第四項 第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を個別帰属損金額に

3 算入しないものとする。
法第七十二条の十八第一項第三号の規定により外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する

場合において、当該外国法人が当該事業年度において法人税法第百四十四条の二の二第一項に規定する分配時調整外國税相当額につき、同項（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定によ

の単年度損益の算定については、当該分配時調整外国税相当額を損金の額に算入しないものとす
り読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の各事業年度

を加え 同条第三項中「租税特別措置法」の「に 第九条の三の「第七項」を加え 第四十一一条の二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

(拔粹)

平成三十年三月三十一日

正令 第四百一十九条 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(地方税法施行令の一部改正)
第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する

目次中「第四章 都等の特例（第五十七条—第五十七条の四）」を「第五章 特定徴収金の取納の特例（第五十七条の四）」に、「第五章」を「第六章」に改め、「第五十八条」

下に「・第五十九条」を加える。
第六条の九の第二項第三号及び第四号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「第三百二十二条の七の十二第一項」を「第三百二十二条の七の十
第一項」に改める。

〔十年法律第三十三号〕第八十六条の規定による基礎控除の額に相当する金額を「四十八万円」改める。

第七条の四の二第一項第一号中「所得税法」の下に「昭和四十年法律第三十三号」を加える。

第七条の十九第三項中「この条及び次条」を「この節」に改める。
第九条の十五第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市
町に係る個人の道府県氏名の額」の下に「当該額のうち、武蔵野日現在において指定都市の又は

第九条の十五第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、当該市町村に係る個人の道府県民税の額の下に「当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という」を加え、「個人の道府県民税の額」を「基準道府県民税額」に改め、同項の表の前に次の各号を加える。

二 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

第九条の十五第二項中「こと」を削り、「各交付時期に」を「当該交付時期に」に改め、「金額を」の下に「その」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を」に、「において」を「において」に改め、同条第四項中「規定する交付時期」を「規定する各交付時期」に改め、「こと」を削り、同条第五項中「事項は」を「事項は」に改める。

第九条の十九第一項中「当該下欄に定める」を「それぞれ同表の下欄に掲げる」に改め、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納稅義務者に對して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。」を加え、「個人の道府県民税の額の」を「基準道府県民税額」に改め、同項の表の前に次の各号を加える。

一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率（賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した道府県民税の所得割の税率をいう。以下この号において同じ。）を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額

第九条の十九第二項中「こと」を削り、「各交付時期に」を「当該交付時期に」に改め、「金額を」の下に「その」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を」に、「において」を「において」に改め、同条第四項中「規定する交付時期」を「規定する各交付時期」に改め、「こと」を削る。

第九条の二十三第一項中「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」の下に「（当該額のうちに、賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納稅義務者に對して課した所得割その他の総務省令で定める所得割の額（以下この項において「指定都市に係る道府県民税所得割の額」という。）がある場合には、次に掲げる額の合計額。以下この項において「基準道府県民税額」という。）を加え、「個人の道府県民税の額の」を「基準道府県民税額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額

二 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率（賦課期日現在において当該道府県内の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した道府県民税所得割の税率をいう。以下この号において同じ。）を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率から百分の二を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額

第九条の二十三第二項中「こと」を削り、「各年度に」を「当該年度に」に、「当該年度の」を「その」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「係る額を」を「係る額を」に、「において」を「において」に改める。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条 削除

（法第七十二条の五第一項第五号の農業協同組合連合会）

第十九条 法第七十二条の五第一項第五号に規定する農業協同組合連合会で政令で定めるものは、法人税法別表第二に規定する農業協同組合連合会に該当する農業協同組合連合会とする。

第二十条を削り、第二十条の二を第二十条とし、第二十条の二の二を第二十条の二とし、第二十条の二の三を第二十条の二の二とし、第二十条の二の四を第二十条の二の三とする。

第二十条の二の五第一項中「第二十条の二の二第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の二第二項」を「第二十条の二第二項」に改め、同条を第二十条の二の四とする。

		第七十三條の二十四第 二項第一号
第七十三條の二十四第 三項及び第四項	第七十三條の二十八第 一項	第七十三條の二十四第 二項
の上	その譲渡する住宅の用に供する土 地で	土地に
	に対応する仮換地等の上	土地に対応する仮換地等に
	に対応する仮換地等の上	土地に対応する仮換地等に

第七十三条の二十四第の上

に対応する仮換地等の上

第三十九条の十一中「に援かるとおり」を「の名義のいずれにも該當すること」に改め、同条第四号中「において準用する税罰則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「第一十二条の二十八第一項」に改め、「科料に相当する金額に係る通告処分を除く」を削る。」を削る。

第四十三条の九第六号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法）を「国税通則法第百五十七条第一項、関税法第百三十八条第一項（とん税法第十四条）に、「において準用する場合を含む。」）を「第十二条において準用する場合を含む。」若しくは法第二十二条の二十八第一項の「に改め、「料料に相当する金額に係る通告処分を除ぐ。」を削る。

第四十三条の十中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第五号中「せず」を「せず。」に改め、同条第十一号中「第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法を「第十二条の二十八第一項」に改める。

第四十三条の十二第五号中「せず」を「せず」に改め、同条第十一号中「第百四十四条の五十四において準用する國稅犯則取締法」を「第二十二条の二十八第一項」に改め、同条第十三号中「しない」を「しなかつた」に改める。

第四十三條の十五第一項第七項及び第十三項中「においては」を「には」に改め 同条第十五項中「次に掲げる場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第三号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法）を「国税通則法第一百五十七条第

一項、関税法第二百三十八条第一項（とん税法第十四条）に、「において準用する場合を含む。」のを「第十二条において準用する場合を含む。」若しくは法第二十二条の二十八第一項の」に改め、「科料に相当する金額に係る通告処分を除く。」を削り、同項第五号中「場合」を「とき」に改め、同条第十六

「場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項第三号中「場合」を「とき」に改める。

第四十六条中「第二百九十二条第一項第九号」を「第二百九十二条第一項第十号」に改める。
第四十六条の二第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「で前年」を「で当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から第四十八条の六の二までにおいて「前年」という。）」に改め。

第四十六条の二の二第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第四十七条の三の見出し中、「に規定する」を「の」に改め、同条第一号中「市町村」を「法第二百九十五条第三項の市町村」に、「法第二百九十五条第三項」を「同項」に「控除対象配偶者」を「同一」とする。

生語(配偶者)」に改める。
第四十八条の六第一項中「第三百四十四条の二第一項第一号」を「第三百四十四条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)」に、「ついては、次に定めるところによる」を「ついては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める所得割の納税義務者の親族とする」に改め、同項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、その」を「場合、その」に改め、「の親族とする。」を削り、同項第二号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「場合には、次に定めるところによる。」を「場合、次の又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める所得割の納税義務者」に改め、「同号イ中「場合には、その」を「場合、その」に改め、「の親族とする。」を削り、同号ロ中「場合には、これらの」を「場合、これらの」に改め、「の親族とする。」を削る。
第四十八条の七第一項中「定める保険料又は掛金について」の下に「それぞれ」を加え、同項後段を次のように改める。
「」の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の十五第二号	第三十四条第八項第一号ハ	第三百四十四条の二第八項第一号ハ
-----------	--------------	------------------

第七条の十五の二各号	第三十四条第八項第一号二	第三百十四条の二第八項第一号二
第二百四十九号	同上第一号二	去第三百十四条の二第八項第一号二

第五章 第二節 第一項

項第七条の十五の三第二同条第八項第二号

項第七条の十五の三第三同条第八項第四号

第七条の十五の四第一	第三十四条第一項第五号口	第三百十四条の二第一項第五号口
------------	--------------	-----------------

第七条の十五の四第一号 第三百十四条の二第八項第三号

第七条の十五の五第一	第三十四条第八項第一号イ	第三百十四条の二第八項第一号イ
------------	--------------	-----------------

第七条の十五の五第二	第三十四条第八項第一号ハ	第三百十四条の二第八項第一号ハ
------------	--------------	-----------------

第七条の十五の六各号	第三十四条第一項第五号の三	第三百四十四条の二第一項第五号の三
------------	---------------	-------------------

第四十八条の七第三項中「要件について」の下に「それぞれ」を加え、同項後段を次のように改

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替へられる。

根にねじる。字右に筋を巻くものとする。

第七条の十五の十二第一項	第三十四条第八項第一号イ	第三百四十四条の二第八項第一号イ	ハ
--------------	--------------	------------------	---

第七条の十五の十二第一	一号
第三十四条第八項第一号口	三百四十四条の二第八項第一号口

二号

地方税法施行令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名 御璽

平成二十九年九月十五日

(抜粋)

政令第二百三十九号

地方税法施行令の一部を改正する政令
内閣は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二十二」を「第六条の二十二の十三」に改め、「一第六十条」を削る。

第六条の十四第一項中「第七百六条の二第二項において」の下に「その」を加え、同項第一号中「と

する。」を削り、同条第二項中「第七十三条の二第八項」を「第七十三条の二第九項」に改める。

第六条の十七第一項第四号中「で条例」を「であつて、条例」に改め、同条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 軽油引取税

第六条の十七第二項第九号中「で条例」を「であつて、条例」に改める。

第六条の二十二中「前条まで」の下に「及び次条から第六条の二十二の十三まで」を、「及び」の下

に「第一章第十六節の規定並びに」を加える。

第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

(領置物件等の封印等)

第六条の二十二の二 当該徴税吏員(法第二十二条の三第一項に規定する当該徴税吏員をいう。以下この章において同じ。)は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押え(法第二十二条の四第一項に規定する記録命令付差押えをいう。以下この章において同じ。)をしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

(騒音等による許可状請求書の記載事項等)

第六条の二十二の三 法第二十二条の四第四項に規定する許可状(以下この条において「許可状」と

いう。)の請求は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 犯則嫌疑者の氏名

二 罪名及び犯則事実の要旨

三 離檢すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又

は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録(法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記

録をいう。第六号及び第六条の二十二の七第二項において同じ。)及びこれを記録させ、若しくは

印刷させるべき者

四 諸求者の官職氏名

五 詮求する有効期間を必要とするときは、その旨及び事由

六 法第二十二条の四第二項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続して

いる記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

七 日没から日出までの間に離檢、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする必要があるときは、

その旨及び事由

八 当該徴税吏員は、参考人の身体、物件又は住居その他の場所の捜索のための許可状を請求する場合は、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

3 当該徴税吏員は、郵便物、法第二十条第四項に規定する信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は持するもの(犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対し発したものを除く。)の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が犯則事件(法第二十二条の三第一項に規定する犯則事件をいう。第六条の二十二の十三において同じ。)に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。(間接地方税の範囲) とする。

第六条の二十二の四 法第二十二条の七第一項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げる地方税

1 道府県たばこ税

2 ゴルフ場利用税

3 軽油引取税

4 市町村たばこ税

5 入湯税

六 前各号に掲げる地方税に類する道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税であつて、条例で指定するもの

(領置目録等の記載事項)

第六条の二十二の五 当該徴税吏員は、法第二十二条の十五の規定により作成する領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録に、領置、差押え又は記録命令付差押えをした物件の品名及び数量、その日時及び場所並びに当該物件の所持者の氏名及び住所又は居所を記載しなければならない。

(領置物件等の処置)

第六条の二十二の六 当該徴税吏員は、法第二十二条の十六第一項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押えをしたことを明瞭にしなければならない。

その旨を領置、差押え又は記録命令付差押えの際における当該物件の所持者に通知しなければならない。

第六条の二十二の七 法第二十二条の十六第二項の規定により領置物件又は差押物件(以下この条及び第六条の二十二の十二において「領置物件等」という。)を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 公売に付そうとする領置物件等の品名及び数量

2 地方団体の長は、法第二十二条の十六第二項の規定により領置物件又は差押物件(以下この条及び第六条の二十二の十二において「領置物件等」という。)を公売に付するときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 公売の日時、場所、方法及び事由

2 買受代金の納付の期限

3 保証金に関する事項

4 前各号に掲げるもののほか、公売に關し必要な事項

5 法第二十二条の十六第二項の規定による公売については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、国税徴収法第五章第三節第二款(第九十六条を除く。)の規定の例による。

6 法第二十二条の十六第二項の規定により公売に付される領置物件等については、徴税吏員及びその所有者は、直接であると間接であると問わらず、買ひ受けることができない。

7 地方団体の長は、法第二十二条の十六第二項の規定により領置物件等の売却代金を供託したときは、当該供託に係る領置物件等の知っている所有者、所持者その他の利害関係者にその旨を通知するものとする。

(還付の公告等)

第六条の二十二の七 法第二十二条の十七第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 法第二十二条の十七第二項に規定する領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件(以下この

項において「還付物件」という。)を還付することができない旨

二 還付物件の品名及び数量

三 領置、差押え又は記録命令付差押えの年月日及び場所

四 還付物件の所持者の氏名及び住所又は居所

五 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、還付物件は、還付物件を領置、差押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する旨

(抜粋)

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七号

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号の四に次のただし書きを加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける非居住者又は外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの(国内にあるものに限る)とする。

第二条第一項第八号の四口を次のように改める。

口 非居住者又は外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二条第一項第三十二号中「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項第三十三号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第三十三号の四中「八十五万円」を「九十五万円」に改め、同項第三十四号中「三十八万円」を「四十八万円」に改め、同項第四十一号中「又は出国」を「又は出国」に改める。

第二十一条第一項第五号中「配当控除」の下に「分配時調整外国税相当額控除」を加える。

第二十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定

所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並に三種類の種類別に、荷運送し等が行われたものにより算出した市町村たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額
三 その他参考上なるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第三項に規定する道府県たゞ

この税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第一項に規定するたゞこの税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する都道府県知事又は税務署長に提出し

たときは、その提出を受けた都道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告者は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

なす。

第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十三年三月三十日までに、当該申告書に記載した同項第一号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付する。

しなければならない。

三十二年十月新法の規定中市町村たばこ税に関する部分(三十二年十月新法第四百六十七条第一項、

第四百六十八条、第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。この場合において、一、次の表の二欄に掲げる三十二年十月所定の見付と同様の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百六十七條第二項 前項

十年法律第三号と
いう。附則第二十五条第一項

第四百六十七条第三項 第一項 平成三十年改正法附則第二十五条第二項

第四百七十五条第一項 又は**第四百七十三条第一項** 定によつて申告書 平成三十年改正法附則第二十五条第三項の規

つて申告書

第四百七十三条第一項
又は**第二項**の規定によ
り、**第五項**までの規定によつて申告納付する

つて申告納付する。

第四百七十五条第二項 第四百七十三条第一項 平成三十年改正法附則第二十五条第三項
若しくは第二項

第四百七十五条の二及 第四百七十三条第一項 平成三十年改正法附則第二十五条第三項

び第四百七十八条第四項又は第二項

当該各項に規定する申告書の提出期限 平成三十二年十一月二日

第四百八十九條第一項 平成三十年改正法附則第二十五条第三項

四項 第二項若しくは第三項

第四百八十一條第一項	経過する日
	経過する日（当該経過する日が平成三十三年三月三十日以前であらゆる場合は、同日）

三月二十一日 前天在松島同其

(地方法人特別税等に関する暫定措置法)一部改正 第十条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成一

正する

第二十一条 削除

第二十二條中二

第

六
二
九
三

第八条第一項第六号	事業税	第八条第一項第六号	事業税
事業税		第三十三条第五項	第七十二条の三十五
事業税		第七十二条の三十五	第七十二条の三十五（地方 法人特別税等に関する暫定 措置法（平成二十一年法律第 二十五条号）第二十一条にお いて準用する場合を含む。）を
（地方法人特別税を 含む）			

第三十条 削除
第三十条を次のように改める。

第十一條 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める
(申告の特例)

三

第二十一条 第十一條の規定により地方税法第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三の規定による法人の事業税に係る申告書と併せて提出しなければならない第十一條の規定による申告書の提出については、地方税法第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三の規定による申告書と併せて提出しなければならない第一項に規定する地方税関係申告等とみなして、同条の規定を適用する。
(地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)
第十二条 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。
第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の一 第十二条の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十条の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徵収金とみなして、地方税法第七百四十七条の五の二の規定を適用する。

附錄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

第一 条 第一条中地方税法第七十二条の百九第一項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した

二 第一条中地方税法第七十四条の改正規定、同法第七十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の四、第七十四条の五及び第四百六十四条の改正規定、同法第四百六十六条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四百六十七条及び第四百六十八条の改正規定並びに第七条

三 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二条第三項から第六項まで、第八項、第九項及び第十項並びに第二十条第五項の改正規定を除く。)並びに附則第十条及び第二十三条の規定 平成三十年十月一日

四 第一条中地方税法第十九条の七第一項ただし書、第二十三条第一項第十八号、第四十五条の二第一項、第五十五条の二第一項、第七十二条第五号、第七十二条の三十九の二第一項、第二百九十二条第一項第十四号、第三百十七条の二第一項及び第三百二十一号の十一の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十四条の二第二项及び第六項の改正規定並びに第九条(次号及び第七号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条第一項及び第六項から第九項まで並びに附則第六条第二項から第八項まで、第十七条第一項及び第六項から第九項まで並びに第三十七条の規定 平成三十一年一月一日

五 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十二条並びに附則第十二条第一項及び第二十四条の規定 平成三十一年四月一日

六 第三条中地方税法第二十三条第一項、第五十三条第十五项、第二百九十二条第一項及び第三百二十二条の八第十五項の改正規定並びに同法附則第四十八条の改正規定並びに附則第四条及び第三十五条の規定 平成三十一年十月一日

七 第四条(次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定(第七十二条の三十三第三項)を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。)及び同法第四十条第五項の改正規定(第七十二条の三十三第三項)を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。)並びに附則第五条第二項、第八条、第九条及び第十九条第二項の規定 平成三十二年四月一日

八 第四条中地方税法第七十四条の四第三項、第七十四条の五、第四百六十七条第三項及び第四百六十八条の改正規定並びに附則第十二条及び第二十五条の規定 平成三十二年十月一日

九 第四条中地方税法第二十三条第一項、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二及び第二項、第三十七条、第一百九十二条第一項、第二百九十五条第一項第二号、第三百十一条の二第一項第十号の二及び第二項並びに第三百十四条の六の改正規定並びに同法附则第三条の三第一項の改正規定(得た金額)の下に「に十万円を加算した金額)を加える改正規定に限る。)並びに同条第二項、第四項及び第五項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第十九条第一項の規定 平成三十三年一月一日

十 第五条並びに附則第十三条及び第二十六条の規定 平成三十三年十月一日

十一 第六条並びに附則第十四条及び第二十七条の規定 平成三十四年十月一日

十二 第三条中地方税法附则第八条第十五项を同条第十七项とし、同项の前に二项を加える改正規定並びに同法附则第十五条に三项を加える改正規定(同条第四十七项に係る部分に限る。)並びに次条第三项及び第四项並びに附则第十七条第三项及び第四项の規定 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第一号)の施行の日

十三 第一条中地方税法附则第十一条に二项を加える改正規定(同条第十五项に係る部分に限る。)及び同法附则第十五条に三项を加える改正規定(同条第十四项に係る部分に限る。)都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第一号)の施行の日

十四 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定並びに同法附则第十五条の改正规定(産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第一号)の施行の日

十五 第一条中地方税法第七十三条の十四第十四项及び第三百四十九条の三第三十一项の改正規定生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第一号)の施行の日

第七十二条の三十三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「におりては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を第七十二条の三十一とし、同条の次に次の二条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第七十二条の三十二 特定法人である内国法人は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九又は前条第二項若しくは第三項の規定により、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書(以下この款において「申告書」という)又は前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書(以下この款において「修正申告書」という)(以下この項から第三項までにおいて「納税申告書」という)により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項において「添付書類」という)を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九並びに前条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「申告書記載事項」という)又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(第三項において「添付書類記載事項」という)を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第四項において「機構」という)を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という)により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定により、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という)を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事(前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ)に提供する)により、行わなければならない。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 紳税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

四 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(出入力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡割課税道府県の知事に到達したものとみなす。

第七十二条の三十三の二第一項中「前条第二項若しくは第三項の規定による」及び「(以下この款において「修正申告書」という)」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による」及び「(以下この款において「申告書」という)」を削り、「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の四十四第四項中「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の四十五第一項及び第三項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の四十六第一項、第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号中「第七十二条の三十一第二項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の四十七第一項から第四項まで及び第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の四十九第一項及び第七十二条の三十九の四第一項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の四十四第四項中「第七十二条の三十三第一項」を「第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の四十五第一項及び第三項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の四十六第一項、第二項第二号及び第三号、第四項並びに第五項第一号中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同項第二号中「第七十二条の三十一第二項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の四十七第一項から第四項まで及び第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の四十九第一項及び第七十二条の三十九の四第一項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第七十二条の七十八第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項第一号中「国内」の下に「(この法律の施行地をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同条第四項中「この節」の下に「(第七十二条の八十九の二を除ぐ。)」を加える。

第七十二条の八十七第一項中「にあつては」を「には」に、「本条及び次条」を「この款」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改める。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例)

第七十二条の八十九の一 特定法人(消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。)である事業者(第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項の事業者に限る。)は、前三条の規定により、第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書等」という)により行うこととされている事項(次項において「機構」という)により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかるわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という)を、総務省令で定めるところにより、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という)を経由して行う方法その他の総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事(前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ)に提供する)により、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(出入力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡割課税道府県の知事に到達したものとみなす。

第七十二条の九十九第一項中「前条第一項」を「第七十二条の八十九第一項」に改める。

第七十二条の九十九第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「第七十二条の八十七第一項に規定する」を削る。

第七十四条の四第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第七十七条の五中「九百三十円」を「千円」に改める。

第一百七十七条の十二中「(平成十四年法律第五十一号)」を削る。

第二百九十二条第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。

第二百九十四条第一項及び第七項中「によつて」を「により」に改め、同条第八項中「の節」の下に「(第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項までを除ぐ。)」を加える。

第二百九十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三百十二条第三項第四号中「第三百二十一条の八第十九項」の下に「及び第四十三項第一号」を加える。

第三百十二条第三項第四号中「第三百二十一条の八第十九項」の下に「及び第四十三項第一号」を加える。

第三百十四条の二第一項第十号の二中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万円」を「九十三万円」に改め、同号イ(3)中「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「市町村は」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円

二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超えて二千四百五十万円以下である場合 二十九万円

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこに改め、同条第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

はこの本数に○・一を乗じて計算した紙巻たばこの本数 第二号に掲げる方法により換算卷たばこの本数に○・一を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて細巻たばこの一五本に換算する方法

法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額(を除く)」
□ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第十条第三項第一号口及び第四項の規定

の例により算定した金額
第四百六十八条中「五千二百六十四円」を「五千六百九十一円」に改める。
五百二十三条规定及び五百二十九条を次のように改める。

第七百一一条の三十四第三項第九号中「第一条の五」を「第一条の五第一項」に改め、「及び」の下に「同条第二項に規定する」を、「もの」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院で政令で定めるもの」を加える。

第七百三十四条第三項中一字句は「の下に『それそれ』を加え一字句に『それそれ』を字句に」に改め、同項の表第三百十四条の四第一項の項の次に次のように加える。

第二百二十九条の八第 二十五項	並びに第五十三条の第二十五項に規定する法人税割額の合計額	の合計額
--------------------	------------------------------	------

第七百三十四条第三項の表第二百一十九条の第一項、第二百四十四項の表第一項、第二百四十五項の表第一項、第二百四十六項の表第一項を「五百三十三条第一項」に改め、「を超える額」を削り、「同一条第四項」に改め、「を超える額」を削り、「同一条第四項」に改める。

二十七条」を「第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項」に改める。

附則第八条第二項中「同法第四十二条の四第六項若しくは第七項」を「同条第六項若しくは第七項」と、「これらの規定」とあるのは「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「及び第四十二条の十二の五」とあるのは「並びに第四十二条の十二の五」を「」及び第六十六条の九の三」とあるのは「」並びに第六十六条の九の三」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第二

三項目中、「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「とする」に改め、同条第四項中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「とする」に改め、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第五項第一号」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に改め、「第四十二条の十二」の下に「第四十二条の十二の二」を加え、「第四十二条の十二第二一項」を「第四十二条の十二の二」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六十八条の十五の二第五項第一号」を「第六十八条の十五の二第四項第一号」に、「同条第二項又は第三項」を「同条第一項又は第二項」に改め、「第六十八条の十五の二第一項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「第四十二条の十二の二及び」を削り、「及び第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び」を削り、「及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 中小企業者等の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第十四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項」とする。

14 中小連結親法人等の平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第十四号及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六第一項、第三項、第四項及び第七項を除く」とあるのは、「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六」とあるのは、「第六十八条の十五の六第一項」とする。

15 附則第八条第十五項を同条第十七項とし、同項の前に次の二項を加える。

16 中小連結親法人等の各連結事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六第一項、第三項、第四項及び第七項を除く」とあるのは、「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、「及び第四十二条の十二の五」とする。

17 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七」とあるのは、「第六十八条の十五の六」とする。

附則第八条の二第一項中「これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五」を「第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の中の規定」とあるのは、「に」「平成二十七年法律第九号」を「平成二十七年法律第九号。以下この号において「平成二十七年所得税法等改正法」という」と、「同法第八条」を「平成二十七年所得税法等改正法第八条」に、「第四十二条の四」を「(以下この号において「平成二十七年旧租税特別措置法」という)」に、「平成二十八年法律第十五号」を「平成二十八年法律第十五号。以下この号において「平成二十八年所得税法等改正法」という」と、「同法第十条」を「平成二十八年所得税法等改正法第十条」に、「とする」とする。

法第六十六条の第七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るもの）を除く。）、第四項又は前二項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

市町村は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の九の三第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度又は連結事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

第三百二十一條の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。」の場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第三百一十七条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れたる

法人が第三百二十二条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した申告書に係る市町村民税その他の政令で定める市町村民税であつては、第一号に掲げる期

した修正申告書に係る「田林且和子の住居」、又は「田林且和子の居宅」等の記載事項に付する「期間に限る」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その

日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二ヶ月を経過した日より前であります場合、同日から次条第一項の申告書の提出期限までの期間と読み替えるものとする。

第三百二十七条に次の二項を加える。

第三百二十二条の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において同条第四項中「前項の規定にかかるらず、次に掲げる期間（許可その他不正の行為により市町村

民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定められた市町村民税にあつては、「第一号に掲げる期間に限る。」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第三百一十七条第四項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第四項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

前条第三項の規定は、第四項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中

る

第三百四十八条第二項第二十九号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第三十六号中「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」の下に「(以下この号及び第三百四十九条の三第二項において「機構法」という。)」を加え、「から第四号まで又は第三項から第五項まで」を削り、「の用に供する固定資産及び」を「農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法(以下この号及び第三百四十九条の三第二十二項において「旧農業機械化促進法」という。)第十六条第一項第一号及び第二号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。」又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産及び直接同一条第一項第一号に規定する業務(旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る)の用に供する固定資産(「に、農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)」を「旧農業機械化促進法」に、「供する固定資産で」を「供したものに限る。」で)に改め、同条第四項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。第三百四十九条の三第三項中「昭和二十九年法律第五十一号」を削り、同条第二十一項中「農業機械化促進法第十六条第一項第一号」を「機構法第十四条第一項第一号」に改め、「業務」の下に「(旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。」を加え、同条第三十一項中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第四百六十四條の見出しを「月詔の製造」で裏付けてある。2 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

イ 喫煙用の製造たばこ
紙巻たばこ

葉巻たばこ
バイブル

二ノ
刻みたばこ

二 加熱式たばこ ホウル

三 かぎ用の製造たばこ 第四百六十六条の次二次

第四百六十六条のソには次の二条を加へる
(製造たばことみなす場合)

第四百六十六条の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるクリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たゞ事業法第三条第一項に規定する会社その他のの政

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の總務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時ににおける小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受け

イ　充渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

第三項第一号に及ぶ第四項の規定の範圍に属するが全第七十四条の五中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

第二百九十二条第一項第一号及び第二号中「によつて」を「により」に改め、同項第四号イ中「第十九条」の下に「租税特別措置法第六十六条の二第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定に

（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）に改め、同号□中「及び第四十二条の十二の五」を「第四十二条の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）第六十六条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）に改め、同号□中「及び第四十二条の十二の五」を「第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十五の五項」を削り、同項第四号の五一から二までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第七号中「この節」を「この条、第二百九十五条、第三百三十三条から第三百三十七条の三まで及び第三百三十七条の六から三百二十一一条の七の九まで」に改め、同項第十四号ただし書中「日本国」を「我が国」に「二重課税の回避又は脱税の防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に「ときは」を「場合には」に改め「定められたもの」の下に「国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）にあるものに限る。」を加え、同号□を次のように改める。

□ 外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

〔】 外国法人の国内にある建築若しくは機械等による工事又はこれらとの共同監査の役務の提供をうながす場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの。

第一百九十四条の二第一項中「次項」を「同項」に改め、同条第五項の表第三百二十二条の八第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第三百二十二条の八第二項から第四項までの項中「にあつては」を「には」に改め、同表第三百二十二条の八第三十七項の項を次のように改める。

		第三百二十九項 三百二十二条の八第一
法人の	法人は	法人又は
受託者の有する	固有法人は	固有法人又は

第二百九十四條の二第五項の規定によるものとし得るに付する。

「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「いう」の下に「第三百二十二条の八第十九項において同じ」を加え、「以下第三百二十二条の八第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ」を削る。

